

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		番 号	内 容	B 〔配当 金額〕	C 〔利益 金額〕	D 〔簿価 純資産 価額〕	A (株価)				
大 分 類	中 分 類						小 分 類	令 2 平	和 年 均	2 年 11月分	2 年 12月分
<b>(製造業)</b>											
生産用機械器具製造業		35		6.1	29	247	300	323	353		
	金属加工機械製造業	36	金属工作機械、金属加工機械、金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（金型を除く）及び機械工具（粉末や金業を除く）の製造を行うもの	5.8	28	230	238	255	269		
	その他の生産用機械器具製造業	37	生産用機械器具製造業のうち、36に該当するもの以外のもの	6.2	29	252	319	343	378		
業務用機械器具製造業		38	業務用及びサービスの生産に供される機械器具の製造を行うもの	7.6	28	295	375	392	411		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		39		5.0	21	242	278	311	336		
	電子部品製造業	40	抵抗器、コンデンサ、変成器及び複合部品の製造、音響部品、磁気ヘッド及び小形モータの製造並びにコネクタ、スイッチ及びリレーの製造を行うもの	5.8	22	270	313	357	384		
	電子回路製造業	41	電子回路基板及び電子回路実装基板の製造を行うもの	2.0	9	120	110	121	128		
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	5.4	24	263	311	344	374		

(注) 「A (株価)」は、業種目ごとに令和3年分の標本会社の株価を基に計算しているので、標本会社が令和2年分のものと異なる業種目などについては、令和2年11月分及び12月分の金額は、令和2年分の評価に適用する令和2年11月分及び12月分の金額とは異なることに留意してください。また、令和2年平均及び課税時期の属する月以前2年間の平均株価についても、令和3年分の標本会社を基に計算しています。

類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等(令和3年分)

(単位:円)

業 種 目		A (株価) 【上段：各月の株価、下段：課税時期の属する月以前2年間の平均株価】											
大 分 類	番 号	令 和	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分
中 分 類		3 年											
小 分 類		1 月 分											
<b>(製造業)</b>													
生産用機械器具製造業	35	380 295	380 299	379 303	403 308	387 313	399 318						
金属加工機械製造業	36	272 242	272 242	280 244	288 245	278 246	288 249						
その他の生産用機械器具製造業	37	412 311	412 316	408 321	438 327	419 332	431 339						
業務用機械器具製造業	38	427 380	425 382	420 384	427 385	411 387	421 389						
電子部品・デバイス・電子回路製造業	39	364 259	369 264	363 270	370 275	356 282	364 288						
電子部品製造業	40	429 310	420 316	409 321	415 325	384 330	387 335						
電子回路製造業	41	133 110	129 110	133 111	134 112	131 113	136 115						
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	42	398 275	414 283	409 290	419 297	412 306	424 315						